

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和5年1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務名（業務内容については仕様書（省略）参照）

- ア 秋田市太平山自然学習センター北部地域小中学校送迎バス賃貸借
- イ 秋田市太平山自然学習センター中央地域小中学校送迎バス賃貸借
- ウ 秋田市太平山自然学習センター南部地域小中学校送迎バス賃貸借

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 履行期間

- ア 北部地域は、令和5年5月15日から令和6年2月29日までとする。
- イ 中央地域は、令和5年5月17日から令和6年2月29日までとする。
- ウ 南部地域は、令和5年5月9日から令和6年2月29日までとする。

(4) 入札参加要件

- ア 北部地域は、大型3台以上および中型1台以上のバスを保有していること。
- イ 中央地域は、大型4台以上および中型1台以上のバスを保有していること。
- ウ 南部地域は、大型4台以上および中型1台以上のバスを保有して

いること。

エ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

オ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。

カ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

キ 市税に滞納がある者ではないこと。

ク 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

コ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時

令和5年2月15日（水）午前10時

(2) 場所

秋田市太平山自然学習センター 会議室

（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 入札保証金および契約保証金

免除

(4) 契約日

落札が決定した日から令和5年2月21日（火）まで

(5) 積算条件等

道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2および平成26年3月26日付け公示第134号（東北運輸局長）を遵守すること。

なお、入札時には、「届出運賃により入札額を積算した旨の確約書」および「入札額の積算内訳書」を添付（様式は任意）すること。

(6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

ウ 入札書には、大型車と中型車各1台分（片道分）の賃貸借金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を2回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任するときは、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和5年1月27日（金）から同年2月6日（月）までとする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室

(4) 提出書類（以下「申込書等」という。各証明書類は、令和5年1月1日以降に取り寄せたものであること。

なお、提出時は写しでも可とする。）

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 業務実績調書（様式2（省略））

ウ 営業経歴書（様式3（省略））

エ 誓約・同意書（様式4（省略））

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

（ア）秋田市に納めた法人市民税

（イ）秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）

キ その他

（ア）入札参加要件「1の(4)アからエまで」の証明できる書類

（イ）送迎バスの車種および車内の分かる書類

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和5年2月9日（木）までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）